

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、身体障害者手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)に基づき、身体障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳の交付事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 身体障害者手帳の資格情報、発行情報管理
③システムの名称	1 身体障害者システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表「20」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい支援課
②所属長の役職名	障がい支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 健康福祉部 障がい支援課 電話番号 0562-83-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	評価書名	身体障害者手帳の交付等管理事務 基礎項目評価書	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書	事後	平成27年度見直しにより、評価事務を分割したことによる
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、身体障害者手帳の交付等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ	東浦町は、身体障害者手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	身体障害者手帳の交付等管理事務	身体障害者手帳の交付に関する事務	事後	平成27年度見直しにより、評価事務を分割したことによる
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	身体障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした	身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)に基づき、身体障害者を対象に、税優	事後	平成27年度見直しにより、評価事務を分割したことによる
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1 身体障害者システム 2 中間サーバー	1 身体障害者システム 2 統合宛名システム	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第1「11、84」 行政手続における特定の個人を識別するため	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	実施する	実施しない	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(情報提供) 別表第2「16、26、56の2、87、116」	なし	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長 長坂 正人	福祉課長 鈴木 貴雄	事後	
平成28年1月15日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成29年7月5日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長 鈴木 貴雄	福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年10月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉部 福祉課	健康福祉部 障がい支援課	事後	
令和2年10月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉課長	障がい支援課長	事後	
令和2年10月20日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「11」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表「20」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第11条	事後	